



山形県公報

平成19年7月17日(火)
第1858号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....    | (健康福祉企画課) ...1073 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... | (同) ... 同         |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....    | (同) ...1074       |

### 公 告

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 警備員指導教育責任者講習の実施..... | (公安委員会) ... 同 |
|----------------------|---------------|

## 告 示

### 山形県告示第731号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。  
平成19年7月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称          | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日      |
|--------------------|-----------------------|------------|
| けい歯科・矯正歯科クリニック     | 天童市楸ノ町2578番地1         | 平成19. 4. 1 |
| 高橋眼科クリニック          | 同 18街区5画地             | 同          |
| 武田耳鼻咽喉科            | 同 老野森二丁目15番18号        | 同          |
| 医療法人社団 佐藤整形外科クリニック | 山形市小立三丁目13番25号        | 同          |
| 医療法人 今 医 院         | 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目40番地 | 同 5. 1     |
| 医療法人 中 川 歯 科 医 院   | 米沢市中央一丁目3番23号         | 同          |
| 奥山内科胃腸科クリニック       | 山形市深町三丁目1番20号         | 同          |
| アイ調剤薬局             | 同 桧町二丁目6番14号          | 同 6. 1     |

### 山形県告示第732号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年7月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地            | 廃止年月日      |
|----------------|-----------------------|------------|
| けい歯科・矯正歯科クリニック | 天童市楸ノ町2578番地1         | 平成19. 3.31 |
| 高橋眼科クリニック      | 同 18街区5画地             | 同          |
| 武田耳鼻咽喉科        | 同 老野森二丁目15番18号        | 同          |
| 佐藤整形外科クリニック    | 山形市小立三丁目13番25号        | 同          |
| 有限会社ハヤシ薬局      | 米沢市駅前二丁目1番30号         | 同 4.28     |
| 中川歯科医院         | 同 中央一丁目3番23号          | 同 4.30     |
| 今医 院           | 西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目40番地 | 同          |
| 奥山内科胃腸科クリニック   | 山形市深町三丁目1番20号         | 同          |
| アイ調剤薬局         | 同 飯田西一丁目2番30号         | 同 5.31     |

## 山形県告示第733号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年7月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地       | 指定年月日      |
|--------------------|------------------|------------------|------------|
| いずみケアセンター指定通所介護事業所 | 介護予防通所介護         | 山形市長町一丁目9番59-17号 | 平成19. 5.31 |
| いずみケアセンター指定訪問介護事業所 | 介護予防訪問介護         | 同                | 同          |
| 医療法人徳洲会山形徳洲会病院     | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 同 清住町二丁目3番51号    | 同 6. 5     |
| デイサービスむくどり         | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 同 蔵王成沢890番地の4    | 同 6.13     |

## 公 告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年7月17日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

- 1 講習の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習
- 2 講習の期間及び場所  
(1) 期間

平成19年9月7日（金）から同月13日（木）までの7日間

(2) 場所

山形市東古館123番地 協同の杜 J A 研修所

3 受講対象者

受講対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

4 定員

30人

5 受講手続

(1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

ア 事前申込受付期間

平成19年8月3日（金）から同月9日（木）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで。

イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

ウ 事前申込者数が、定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者は居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者は山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付したものを）を直接持参すること。

(ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書

(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

(I) 3の(4)に該当する者 次に掲げる受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面

a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し

b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

イ 提出期間

平成19年8月3日（金）から同月10日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、47,000円に相当する山形県証紙で納付すること。

既納の受講手数料については還付しない。

6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施する。

- (2) 講習の初日は、午前9時10分までに受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話023(626)0110内線3032)又は山形県内の各警察署に行うこと。